

平 戸 市 監 査 公 表 第 109-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成28年10月11日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 瀬 清

- 第1 監査の種類
地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局
平戸市役所生月支所 地域振興課
- 第3 監査の期間
平成27年12月3日～12月4日 2日間
- 第4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容
別紙のとおり

28 平生地第 169 号
平成 28 年 5 月 27 日

平戸市長 黒 田 成 彦 様

生月支所長 濱 田 裕 孝



定期監査の結果に基づく措置事項について（報告）

平成 28 年 2 月 26 日付 27 平監第 115 号にて通知がありました定期監査の結果について、下記のとおり措置を講じましたので、報告いたします。

記

【指導事項】

1. まちづくり活性化交付金について

この交付金は、①いきつき春まつり実行委員会、②館浦競漕船大会実行委員会、③いきつき勇魚まつり実行委員会、④いきつきロード実行委員会の 4 団体に対し交付されているが、①を除く②～④については、事務局を支所もしくは分室が担っている状況にある。

その中で、②③の団体では、平戸市準公金等取扱事務処理要領に基づき、監査機能を含めた組織体制を整備し適切な対応に改められたい。一方、③は事務局を支所内に置くとあるが、事務局スタッフの明示もなく、実行委員会に支所職員が関わっているのかどうか分からないので、責任の所在を明らかにする意味でも、上記②に対する指摘と同様、適切な取扱に留意されたい。

措置事項

②について、平成 28 年 5 月 18 日に開催された館浦競漕船大会総会において規約の改正を行い、監事 2 名を設置しました。

③のいきつき勇魚まつり実行委員会関係については、当該総会の開催を平成 28 年 9 月上旬に予定しているので、その折に規約改正を行う予定です。

2. 25 年度施工市道壱部中央線道路整備工事について

平成 26 年 2 月 3 日締結の本工事（第 1 工区）は、同年 3 月 28 日までの工期にかかわらず、3 月 27 日付け工事変更契約書において 18.2%の増額がなされている。しかし、一般的な精算による変更契約ではなく、工事着手後すぐに判明した増額理由であり、契約変更の必要性がわかる工事打ち合わせ簿もない状況下で、工期終了直前に行われているのは不適切といえる。今後は、少なくともその時点での現場監理状況がわかる工事打ち合わせ簿を整備するなど、適切な対応をとっていただきたい。

措置事項

必要に応じ工事打合せ簿を整備し、適切な対応を取るようにいたします。

3. 生月風力発電事業について

①平成 26 年度風力発電施設維持管理業務委託（電気設備点検結果記録書）について

平成 26 年 4 月の例月点検において、受配電設備及び発電設備・変圧器の各低圧機器の点検内容の各機器・開閉器等の汚損・損傷の有無の結果が「否」となっているが、委託業者のコメントとしては、重大な懸案事項ではないとしており、以上の報告が平成 27 年 3 月まで続いている。

また、平成 26 年 12 月から平成 27 年 3 月の例月点検まで、受配電設備の受電盤—系統連携盤の点検内容の電柱・支持物の設置状況等の異常の有無の結果が「否」となっているが、委託業者のコメントとしては、緊急性はないが重要度の高い設備なので的確な改修が必要としている。

以上のことから、各設備の点検報告書受領後は、その都度早めに業者と現場確認を行うなど指摘内容を精査し適切な対応を行っていただきたい。

措置事項

前段については、平成 28 年 5 月 12 日に非常電源装置の取替え修繕を行いました。

後段については、修繕工事にかかる見積徴取の準備中です。

平成 27 年度から「点検結果記録書」受理後早い時期に、業者を含め対応を協議しており、適切な維持管理に努めております。

②平成 25 年度風力発電委託業務等について

年次点検工事業務、年次点検工事補助業務、半年点検工事補助業務などは、随契を行っているが、理由として、風車工事経験 3 年以上の者を配置することを必要としているものの、作業従事者にかかる履歴証明等の確認がなされていない。

また、半年点検工事補助業務について、契約規則 24 条のただし書きにより、1 者見積りとしているが、他にも業務可能な業者が存すると思われる。加えて、当初の契約額 287,700 円（期間：平成 25 年 5 月 7 日～5 月 9 日）から、契約額 457,800 円（期間：平成 25 年 5 月 7 日～6 月 27 日）に変更増額としているが、変更理由書が添付されていない。

措置事項

作業従事者にかかる履歴証明等の確認については、今後、履歴証明書等の提出を求めることとします。

また、その他についても規則等に則り適切な事務処理を行ってまいります。

4. 平戸市生月大橋公園施設の指定管理について

平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間、生月島体験観光協議会に対し平戸市生月大橋公園の指定管理を指定しており、管理業務の範囲として公園の利用、維持管理に関する業務、地場産品等の展示販売に関する業務、地域情報の発信及び観光案内に関する業務、その他市長が必要と認める業務となっている。

そのうち地域情報の発信及び観光案内に関する業務については、売店の職員が兼務している状況である。指定管理料の人件費分の算定にも影響することから、明確な業務区分けを行い適正な指定管理料の積算を行っていただきたい。

また、生月島体験観光協議会は暦年決算、指定管理は年度決算となっており、提出されている指定管理報告書の内容では、決算書や実施事業の内容が見えにくい。指定管理受託者と行政が連携し、透明性のある報告書への見直しを行うこと。

措置事項

平成 27 年度指定管理料精算時に「地域情報の発信及び観光案内に関する業務」について、監査のご意見を踏まえ生月島体験観光協議会と連携し、事務処理を行いました。

決算ベースについては、指定管理業者に申し入れを行っています。

当該指定管理期間が平成 29 年 3 月末となっていることから、次回の公募に向け業務内容や会計処理等について十分精査、検討を行うよう準備中です。